



みんなの力で 「郷づくり」^{さと} (59)

市郷づくり支援課(津屋崎庁舎) ☎52・4913
メール sato@city.fukutsu.lg.jp



福津市

市民活動団体保険のご案内



自主的に組織された自治会(区)や、校区の郷づくり推進協議会、その他市民活動団体などの皆さんが、安心して社会貢献活動を行うことができるよう、活動中の不慮の事故を対象にした保険です。団体の皆さんに、保険料の負担はありませんが、あらかじめ市の各担当課が、保険の対象となる団体とその活動を把握している場合に適用されます。

市民活動団体とは

- 市内に所在し、非営利で、自主的に社会貢献活動を継続的かつ計画的に行う団体

保険の対象となる人は

- 市民活動団体の代表者、役員、構成員
- 市民活動団体の依頼を受けて活動の実施、指導を行う人
- 行事参加者のうち活動実践者

社会貢献活動とは

- 不特定かつ多数の人の利益に貢献する活動
- 【活動例】
全市環境美化運動、分別収集、松林保全活動、防犯パトロール

※会員の親睦、趣味のサークル活動、スポーツ行事への参加は対象になりません。

※活動場所と自宅との往復途上の事故も補償の対象になります。

保険の対象とならない活動例

- スポーツ活動
- 報酬がある活動(交通費などの実費支給は無報酬とみなします)
- 営利を目的とする活動
- 災害時のボランティア活動
- 害獣駆除、海難救助、野焼きの活動
- 政治・宗教を目的とした活動
- 市が主催する活動(市の委託を受けた活動は対象)

※自動車使用中は、基本的に対象外です。ただし、保険の対象となる活動中に、運転者および同乗者がケガをした場合の傷害保険はあります。賠償保険はありません。



補償の内容

	保険金の種類	補償金額
災害(傷害)補償	死亡保険金	500万円
	後遺障害保険金	500万円限度
	入院保険金	5,000円/日
	通院保険金	3,000円/日
賠償責任補償	賠償責任保険金 法律上の賠償責任を負った場合に支払い	対人 6,000万円/1名 3億円/1事故 対物 300万円/1事故

事故が起きたときは、
まず市の各担当課に連絡ください。

大切なのは、 事故の防止です

無理のない計画や運営、注意事項の徹底、用具の点検や管理、指導者の確保など、事故予防に努めましょう!

【広報ふくつ おしらせ版 平成23年12月15日号】

あなたのご意見をお聞かせください。

〒811-3293 福岡県福津市中央1-1-1 福津市役所広報秘書課広報広聴係(福間庁舎)

☎0940・43・8113 FAX0940・43・3168 メール info@city.fukutsu.lg.jp

この広報誌は再生紙を使用しています。